

広報

おやまざき

7

2018(平成30)年

天下を取るぞ！
いざ、出陣～！



今月の主な内容

- 水害の脅威に備える P 2
- 後期高齢者医療保険（75歳～）の
お知らせ P 6
- 運転免許証を自主返納される高齢者の
方にタクシー利用券を交付します P 9
- 大山崎町で当地ナンバープレート誕生 P 9

vol. 606

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

6月17日(日)、天王山夢ほたる公園で大山崎天下取り決戦祭りを開催しました。チャンバラ合戦「戦ーIKUSAーNEO山崎合戦」では、秀吉軍と光秀軍に分かれた参加者たちが、天下を取るべく熱戦を繰り広げました。(関連記事15ページ)

豪雨・台風そのときに

情報の取得方法

町民の皆さんに危険が及ぶ可能性があるときは、町が避難勧告等を発表します。その種類は危険度により以下の3つに分けられます。

複数の伝達方法により、防災無線やメールなどで、なるべく多くの町民のみなさんへいち早く情報を伝えられるよう努めています。皆さんも積極的に情報を取得し、早めの行動を心がけてください。

避難情報の種類

種類	意味
避難指示 (緊急)	避難所などへの避難を完了させてください※被害が発生する危険性が非常に高まった場合に発表する情報
避難勧告	避難所などへ避難を始めてください※被害が発生する危険性が高まった場合に発表する情報
避難準備・ 高齢者等 避難開始	避難の準備を始めてください 高齢の方や障がい者の方など、避難に時間のかかる方は避難を始めてください。

同報系防災行政無線

平成29年9月から運用を開始しています。町内8ヶ所に設置しているスピーカーから避難情報などをお知らせします。

大山崎町防災・防犯情報メール・電話・FAX

登録者へ町から避難情報・防犯情報などをお知らせします。本誌裏表紙のカレンダーにあるQRコードから登録を行ってください。メールが利用できない方は電話・FAXでもお知らせが可能です。

インターネット

町ホームページの「緊急情報」で避難所開設状況などをお知らせします。

自主防災組織・自治会への電話連絡

避難勧告等の対象地域の自主防災組織、自治会代表の方に電話連絡でお伝えし、それを地域の方へ伝えてもらっています。

テレビのデータ放送等

ご自宅のテレビのリモコンでdボタンを押すと、画面に災害情報が表示されます。また、J:COMを契約されている方は、11チャンネルで同様に表示されます。

警報・注意報の確認を

台風や大雨などが発生すると、気象庁が気象警報・注意報を発表します。

町では警報が発表されたら、災害対策本部を設置し、被害に備えたり、パトロールを行ったりするなどの対策を行います。

町ではどのような警報・注意報があるのか、また、警報にも種類がありますので、今一度確認してみてください。

警報・注意報の種類

種類	状態
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている
警報	重大な災害が発生するおそれがある
注意報	災害が発生するおそれがある

⊕ ハザードマップを確認しましょう ⊕

町が発行するハザードマップで、あなたの住まいが浸水想定区域、土砂災害想定区域に該当するかどうかをあらかじめ確認しておきましょう。ハザードマップは町役場3階危機管理係や町ホームページなどで配布・公開しています。



豪雨・暴風で発表される主な警報

大雨(浸水害)

大雨で浸水被害などが発生するおそれのあるときに発表されます。主に住宅や田畑が水につかるなどの被害(内水氾濫)が生じることがあります。



大雨(土砂災害)

大雨で土砂災害などが発生するおそれのあるときに発表されます。

雨が止んでも土砂災害等のおそれが残っている場合には発令が継続されますので注意してください。



洪水

河川流域での大雨によって下流で生じる増水や氾濫により洪水害が発生するおそれがあるときに発表されます。

堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫を洪水と呼びます。



写真提供：国土交通省近畿地方整備局河川部

大雨、洪水、土砂災害…

水害の脅威に備える

問＝政策総務課危機管理係 ☎956-2101(内331)



写真提供：国土交通省近畿地方整備局河川部

平成30年6月18日午前7時58分。大阪府北部を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、大山崎町でも震度5強という、非常に強い揺れを観測しました。

被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、災害対応・復旧業務に全力を挙げて取り組んで参ります。

一方で、梅雨も佳境に入り、台風シーズンを控えて、風水害への備えも非常に重要であることから、7月号では地震発生以前に作成していた「水害の脅威に備える」という特集記事を掲載し、地震災害への備えについては改めてご紹介いたします。

宇治川・木津川・桂川の三川が合流して淀川となる地、大山崎。古くから水運の拠点として栄えた一方で、度重なる水害に見舞われました。

平安時代などの出来事を記録した「三代実録」には、貞観16(874年)年8月24日、淀川が氾濫し、両脇に子どもを抱えた母親が蔵ごと流され、助けを求めるも山崎橋の橋げたにぶつかって沈んでしまうという悲しい場面が記されています。

治水のため、三川が今のとおり大山崎付近で合流するようになるのは、昭和3年のこと。それまで、山崎橋は幾度となく洪水で流され、江戸時代には西国街道まで水浸しになることもあったそうです。

また、町のシンボル「天王山」は、日ごろ私たちを見守ってくれている存在ですが、豪雨などで地盤が緩むと、土砂災害発生危険をはらんでいます。

現在は治水の技術が発達していますが、それでも万が一、淀川が決壊したら、土砂災害が起きたら…

梅雨真っ盛り、台風シーズンへと向かっていく今、水害への対策について、もう一度おさらいしてみませんか。

日頃の備えが第一

用意しておくとい持ち出し品（一例）

- 飲料水
- 食品（缶詰・クラッカーなど）
- 現金、健康保険証のコピーなど
- 衣類、下着類
- 懐中電灯、携帯ラジオ、電池
- ウエットティッシュ
- ビニール袋・ビニールシート
- 常備薬、おむつなど、個々の事情で必要になるもの



Interview

一番の防災は顔の見える地域づくり



鏡田自主防災組織 会長
山本 和俊さん

8年前に鏡田自主防災組織を立ち上げました。人と人とのつながりが希薄化している時代ですが、自主防災活動を通して、顔の見える地域づくりを目指しています。

鏡田は水害が起こりやすい地域です。平成24年に起こった浸水被害のときには、連絡伝達不足の教訓を活かして自主防災組織の緊急連絡網を作成しました。地域の安心のため、改善を重ねています。

地域の顔をつなぐことが一番の防災です。そのため、まずは楽しめるイベントを開催し、一人でも多く参加してもらえよう呼びかけています。その場で顔見知りになり、地域の関係を築き上げることが大切ですね。

緊急地震速報訓練は中止します

7月5日に予定していました緊急地震速報訓練（全国一斉訓練への参加）は、中止します。

まずは「自助」
災害への備えとして、一番に考えるのは自分の身を守ることです。自分を守れて初めて他者を助けるなど次の行動に移すことができます。

○ハザードマップの確認
ご自身のお住まいの洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域に指定されているかどうかを知っていますか。災害が発生する前に、大山崎町ハザードマップを確認し、状況を把握しておきましょう。

○避難用の持ち出し品の準備
避難時に必要なものを準備しておき、いざというときに持ち出せるようにしておきましょう。

最も大切な「共助」
いつ、何が起こるか分からない災害時、「自助」には限界があります。あなたの家族や知人が困っているかもしれません。そんなときは「共助」です。

○自主防災組織
頼りになるのが、隣近所の助け合いです。お住まいの地域で「自主防災組織」を結成しておくことで、災害時には大きな力を発揮するはずですよ。

○自主防災組織とは
自主防災組織とは、自治会やマンションの管理組合などを単位とした、災害から地域を守る自衛組織です。

自主防災組織結成
規約を制定し、役割分担を決定。自治会の規約に自主防災組織の規約を追加することが多いです。町で規約のひながたも用意しています。

緊急時に向けた平時の取り組み
訓練や学習会などを通して、いざというときに助け合えるように地域の絆を深めましょう。活動にかかる費用は、町が補助金を支出しています。

結成には壁がある？
自治会の人数が少ないから、活発ではないから、と結成に壁を感じている方もご安心を。既存の自主防災組織には、複数の自治会が連合して結成されたところもあり

ます。そのような地域こそ、「防災」をキーワードにコミュニティの再生を図ってみてはいかがでしょうか。

災害は、今や「忘れた頃にやってくる」ではなく、「忘れる間もなくやってくる」状態です。「避難したほうがいいのかもわからない」と危機感を持ち、早めの避難を心がけてください。

もちろん「自助」は大切です。しかし、災害時には何が起こるか分かりません。日ごろから近隣の方と顔の見える関係を築き、いざというときには助け合えるように備えることが、一番の「防災」です。

避難の心得

少しでも危険や不安を感じたら避難するなど、早めの行動を心がけてください。避難するときには、どのようなことに気をつけるべきなのかを確認しておきましょう。

移動は徒歩で

避難するときにはできるだけ徒歩で移動してください。車での避難は交通集中による渋滞を引き起こし、非常に危険です。また、車で事故を起こしたり、避難所に着いても駐車場が満車になっている可能性もあります。高齢者や乳幼児を連れている方以外は、徒歩の方が結果的に安全です。



長靴を履かない

雨といえば長靴と連想しがちですが、長靴は脱げやすく、冠水している場所では水が入り込んで危険です。履きなれた靴で避難を。



場合によっては“垂直避難”

夜間や道路が冠水しているなど、移動が困難な場合は家の二階など高いところに避難してください。土砂災害が起こった場合にも、山から離れた部屋へ避難していれば被害を軽減できます。

緊急避難場所および避難所

いざ避難するとき、どのような避難方法が一番安全か確認しておきましょう。災害の種類や状況によって、開設する避難所は異なります。町が発令する避難勧告などを必ずご確認ください。



避難施設一覧

施設名	収容人数（人）
町体育館※	1,000
大山崎小学校	420
第二大山崎小学校	420
大山崎中学校	420
大山崎ふるさとセンター	300

※町体育館は、水害時は避難所を開設しません

Interview

避難勧告はいつも「本番」

野口 千穂子 さん

私の家のすぐ裏は天王山なのですが、土砂災害特別警戒区域に指定されていて、いつ土砂災害が起こるか分かりません。そのため、避難勧告が出たときはいつも避難しています。

避難所にはリュックに寝袋をつめて向かい、そこで一晩を過ごします。避難するときには、毎日が本番だというつもりです。

家にはペットボトルの水を10ケースほど常備したり、家の高いところには地震などで落ちてきて当たっても痛くないものを置いたり、災害に備えた準備はできることから始めています。野菜ジュースなど栄養のある飲料も少しずつ消費しながら備蓄する「ローリングストック」を実践していますよ。



夜の避難時の道を明るく

防犯灯をLED化しています



町内に約1,500基ある防犯灯のLED化を行っています。今年度中に交換を終える予定で、日常も、夜間の避難時にも皆さんの足元をより明るく照らします。

後期高齢者医療保険（75歳）のお知らせ

1 新しい保険証の有効期限

新しい保険証の色	藤色
有効期限	平成31年7月31日 (1年自動更新)

7月中旬に新しい保険証が届かない場合、ご連絡ください。

2 医療機関窓口での負担割合

世帯内の75歳以上の方の平成29年中の所得をもとに判定します。

「現役並み所得者」 同じ世帯に1人でも住民税課税所得が14.5万円以上の被保険者がいる	3割
「一般」 同じ世帯に1人も住民税課税所得が14.5万円以上の被保険者がいない	1割

3 負担割合が3割の方へ

収入額が次の条件を満たす場合は、申請すると、申請月の翌月から負担割合が1割になります。

その世帯に	
被保険者が1人	対象者の収入 ：38.3万円未満
被保険者が2人以上	対象者全員の収入 ：52.0万円未満
被保険者が1人で70～74歳の方がいる	対象者全員の収入 ：52.0万円未満

4 住民税非課税世帯の方へ

医療機関窓口で支払う医療費がより低い限度額までとなり、入院時の食事が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が

必要な場合は、申請してください。

現在、この認定証をお持ちで、引き続き対象の方には、新しい認定証を7月中旬に保険証とは別に郵送します。

5 特定の病気で長期治療を要する方へ

次の疾病の場合、申請すると自己負担限度額が減額されます。
・人工透析が必要な慢性腎不全
・先天性血液凝固因子障害の一部
・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症
現在、特定疾病受療証をお持ちで、引き続き対象の方には、新しい受療証を7月中旬に保険証とは別に郵送します。

※保険証に関するお問い合わせ 問＝健康課保険医療係 ☎956-2101 (内112)

2. 保険料のお知らせは、保険証とは別に送付します。

平成30年度の保険料の決定通知書を、7月中旬に送付します。
(今年6月1日以降に75歳になる方には、8月以降に送付します。)

1 保険料の計算方法

個人ごとに所得に応じて年間の保険料を算定します。

年間の保険料
均等割額 [47,890円]
+
所得割額 (前年中の総所得金額等-33万円) ×9.39%(所得割率)

▼平成30年度は、保険料率が昨年度と変わっています。
▼年間保険料の上限額は62万円です。
▼年度途中に加入した方は加入月数に応じて、月割で計算します。

2 各種軽減措置

(1) 所得の低い方は、世帯および本人の所得に応じて、保険料が軽減されます。(申請不要)
※この軽減は所得の申告がない方には適用されません。所得の無い方でも確定申告をしていない方は、「町民税・府民税申告」をしてください。
(2) 制度加入直前まで、会社の健康保険や共済組合の「被扶養者」であった方(自分で保険料を負担していなかった方)は軽減措置があります。
この軽減の対象であるが、軽減

措置が適用されていない場合、町役場までお越しください。
申請に必要なもの
・資格喪失証明書(加入していた社会保険からもらってください)
・保険証
・印鑑

3 納め方は2種類

(1) 年金からの天引き(原則)
年金の受給時に、保険料を年金から天引きします。(年6回)

新たに75歳になる方	10月から年金天引きに変更になります
基礎年金額が18万円未満の場合や、保険料と介護保険料を合わせた額が基礎年金額の1/2を超える方	年金からの天引きができません
「年金天引き」から「口座振替」に変更を希望する方	申請が必要ですが(滞納の無い方のみ)

(2) 口座振替又は納付書払い(例外)
7月～翌年3月までの9回に分けて納付します。

4 減免制度

次のような事情で、保険料の納付が困難な場合、保険料が減免・徴収猶予される場合があります。詳細はお問い合わせください。
▼震災、風水害等の災害を受けた場合
▼被爆者健康手帳をお持ちの場合
▼世帯主の死亡や失業、退職、事業廃止、疾病などで著しく所得が減少した場合

5 保険料を滞納すると...

保険料の納付が困難になった場合、滞納のままにせず必ずご相談ください。特別な理由無く保険料を滞納すると、次の措置を受けることがあります。
▼保険証の有効期間の短縮
▼医療機関の窓口で全額自己負担になる資格証への切り替え
▼給付の差し止め
▼滞納処分(財産の差し押さえなど)

その他医療制度のお知らせ

重度心身障がい老人健康管理事業対象者証	
「重度心身障がい老人健康管理事業対象者証(シール)」の更新の対象となる方に、後期高齢者医療被保険者証と一緒に対象者証(シール)(黄色)を送付します。更新手続きは不要です。	
有効期限	毎年7月31日
助成内容	後期高齢者医療制度による医療を受けた場合に、一部負担金相当額を助成します。
要件	65歳以上の後期高齢者医療制度の対象者で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級、2級の方 ②IQ35以下の方 ③身体障害者手帳3級とIQ50以下の重複の方 ④身体障害者手帳3級(町民税非課税世帯に限る)の方 ※①②③については、本人・配偶者・扶養義務者に所得制限があります

問＝福祉課社会福祉係 ☎956-2101(内156)

福祉医療費受給者証(障がい者医療制度・ひとり親家庭医療制度)	
「福祉医療費受給者証(障がい者医療制度・ひとり親家庭医療制度)」の更新の対象となる方には、受給者証を送付します。更新手続きは必要ありません。平成30年1月1日以降に転入された対象の方は、7月中旬ごろにご案内と申請書を送付します。必要事項をご確認のうえ、更新手続きにお越しください。7月24日を過ぎても書類が届かない場合は、それぞれの制度の問い合わせ先までご連絡ください。	
有効期限	毎年7月31日
助成内容	医療費の自己負担分(保険診療分)を助成します。
要件(障がい者医療制度)	75歳未満で次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級、2級の方 ②IQ35以下の方 ③身体障害者手帳3級とIQ50以下の重複の方 ④身体障害者手帳3級(町民税非課税世帯に限る)の方 ※①②③については、本人・配偶者・扶養義務者に所得制限があります
要件(ひとり親家庭医療制度)	ひとり親家庭の親が扶養する児童およびその親で、児童が18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えるまでの方。 ※事実婚の場合は該当しません ※本人、扶養義務者に所得制限があります

問＝(障がい者医療制度) 福祉課社会福祉係 ☎956-2101(内156)
(ひとり親家庭医療制度) 福祉課児童福祉係 ☎956-2101(内184)

福祉医療費受給者証(老人医療助成制度)	
「福祉医療費受給者証(老)」の更新対象者の方には所得判定後、新しい受給者証(桃色)を送付します。なお、平成29年中の所得が未申告の方は税申告(税住民課1階6番)と更新の申請が必要です。初めて助成を受けるには申請が必要です。	
有効期限	平成31年7月31日
助成内容	65歳～69歳の健康保険が適用される医療費の自己負担の一部を、京都府と大山崎町が助成します。前年度の世帯の所得状況に応じて、窓口での負担が2割又は3割負担となります。
要件	昭和25年8月1日以前生れの方 ○原則18歳～59歳の方と同居していない ○同居していない親族からの有形・無形の援助がない ○申請者本人、配偶者、扶養義務者の方全員の平成29年中の所得が所定の基準額以下 昭和25年8月2日以後生れの方 ○世帯全員が所得税非課税の世帯

老人医療入院時一部負担金限度額適用認定証	
助成を受けるには申請が必要です。	
有効期限	平成31年7月31日
対象者	平成30年度住民税非課税世帯
助成内容	入院時に病院窓口に表示すると、食事代、医療費の1ヶ月の自己負担限度額が減額
申請に必要なもの	①健康保険証②お持ちの入院時一部負担金限度額適用認定証③印鑑

問＝健康課保険医療係 ☎956-2101(内114)

運転免許証を自主返納される高齢者の方に タクシー利用券を交付します

【対象者】（以下の条件を全て満たす方）

- ・満65歳以上の方
- ・大山崎町に住所を有してから一年以上経過している方
- ・運転免許証を全部返納しており、「運転経歴証明書」または過去一年以内に交付された「申請による運転免許の取消通知書」を現に有している方

【下記の方は本支援事業の対象とはなりません】

- ・既に本支援事業を受けられた方（年度に関わらず1回限り）
- ・運転免許証の「一部返納」のみの方
- ・運転免許証の有効期限が切れている方

【支援内容】

運転免許証自主返納タクシー利用券を10,000円分（100円券×100枚）交付します。利用券の有効期間は、交付した年度から翌々年度の末日までとなります。

※「都タクシーグループ（都タクシー(株)、西都タクシー(株)）のみ利用できます

※タクシー利用券の利用は本人に限ります

【申請方法】

役場3階32番窓口政策総務課企画観光係にて受け付けます。

基本的に、運転免許証を返納された本人が直接役場に來ていただき、申請いただく必要があります。



（持ち物）

①「運転経歴証明書」または、過去一年以内に交付された「申請による運転免許の取消通知書」（「申請による運転免許の取消通知書」の場合は、健康保険証など本人確認できるものも必要です）

②印鑑

申請期間＝平成30年7月2日（月）～平成31年2月28日（木）

※運転免許証の自主返納自体は向日町警察署、運転免許試験場、京都駅前運転免許更新センター、交番（事前に向日町警察署交通課に電話予約が必要です。☎921-0110）で引き続き受け付けています。

問＝政策総務課企画観光係

☎956-2101（内313）

● 大山崎町ご当地ナンバープレート誕生！ ●



配布開始日 7月23日（月）
配布場所・問 税住民課事務係（6番窓口）
☎956-2101（内144）

町制施行50周年を記念して、町が交付する原付バイクの「ご当地ナンバープレート」のデザイン案を募集し、多数の応募の中から最優秀賞を選考しました。このたび、その最優秀作品のデザインを基にナンバープレートを作成しました。

※新規に登録される方は、通常のナンバープレートとご当地ナンバープレートのどちらかを選択できます。

※現在登録されている方で、ご当地ナンバープレートに交換を希望される方はお申し出ください（交換は無料）。

～まちの人の、まちの人による、まちの人のためのおまつり～

「天王山ゆひまつり」ひと足早く、出店者・出演者募集！

4回目の開催となる「天王山ゆひまつり」。天王山マーケット（ワークショップ含む）・ゆひまつり on ステージを盛り上げてくれる出店者・出演者を募集します。

とき＝11月4日（日）10:00～15:00

ところ＝大山崎小学校グラウンドおよび体育館

募集＝①飲食・物品販売・ワークショップなどの出店

②ステージイベントの出演者

出店・出演料＝一律1,000円

※テントは基本持参となります。貸出希望の場合、メールまたはお電話にてお問い合わせください。（テント貸出は別途有料2,000円）

申込方法＝メール、ハガキまたはFAXで▼住所▼氏名▼出店名（団体名）▼電話番号▼メールアドレス▼出店・出演の内容を記載のうえ、下記申込先まで

申込締切＝7月20日（金）

問・申込先＝天王山にぎわい実行委員会 委員長 吉川 理香

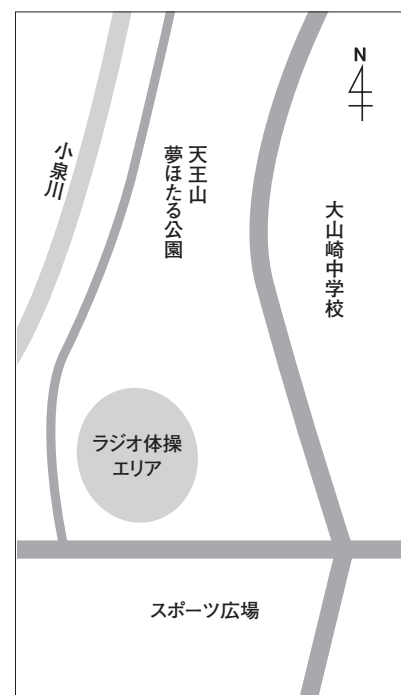
〒618-0091 大山崎町円明寺西法寺2-5

☎090-3872-8474 FAX957-5660

✉yuhimaturi_tennouzan@yahoo.co.jp



ラジオ体操エリア



「ラジオ体操」は、誰でも気軽に実践できる運動として親しまれています。町では、ラジオ体操を通じて、幅広い世代の健康づくりを応援しています。

7月9日（月）から天王山夢はたる公園でラジオ体操を流せるスピーカーを設置しました。

皆さんも健康づくりのきっかけにラジオ体操を始めてみませんか。

運用開始 7月9日（月） 午前6時30分～午後2時10分（内26分）

問 建設課都市計画係 ☎956-2101（内262）

※年中無休・運用時間内はいつでも操作できます

○公園内のトイレの壁に設置しているスイッチを1回押すと、ラジオ体操第1が1回流れます。（約3分間）

○高架下などで天気心配はいりません。

○詳しくは町ホームページや広報8月号でお知らせいたします。

いつでもだれでも
ラジオ体操 in 天王山夢はたる公園

7月9日（月）から運用開始





大山崎町はここ一番の勝負「天王山」に挑む人を応援しています



▲(左から)大野さん、宿院さん、山本町長、寺山さん、津田さん

6月2日、3日に大山崎町体育館で行われたフェンシングのインターハイ予選では、いくつかの部門で乙訓高校の選手がインターハイ本戦への切符をつかみ取りました。このたび、その中で活躍した大山崎中学校出身の選手が町長のもとへ表敬訪問に訪れ、試合の結果報告と全国大会への意気込みを聞かせてくれました。

乙訓高校で大山崎中学校出身の選手が活躍！ 祝 フェンシング インターハイ全国大会出場決定

―個人戦でも皆で戦っている
宿院 徳真さん 乙訓高校3年生

男子フルーレ(個人)2位
男子フルーレ(団体)優勝
キャプテンとしてチームを引っ張った宿院さん。試合前日までは調子が悪かったといいますが、「池端監督の指導のおかげで持ち直しました。感謝しています。」

個人戦では、あと1試合勝利すれば優勝という場面で、相手を攻めたときに足がつって倒れてしまいました。「あのとき、トレーナーやチームメイトに助けられたおかげで試合を続行できました。一人だけでなく、皆で戦っていると感じた瞬間でした。」惜しくも優勝は逃しましたが、団体戦ではチーム力を発揮して1位に輝きました。
「全国大会では個人ベスト8、団体はチームで1つずつ勝利を重ね、優勝したいです。」

―自分が流れを食い止める
大野 潤平さん 乙訓高校1年生
男子フルーレ(団体)優勝
初めて望んだインターハイ予

選。「3年生にとつては最後のインターハイ。団体戦では1年生が引く張るという意気込みで戦いました。」プレッシャーはあまり感じていなかったと言います。

団体戦の決勝戦、試合の流れが対戦相手の方に向きつつあったため、「自分が食い止めよう。」と奮闘。結果、大野さんの勝利で優勝が決まりました。

大野さんは「今のチームなら戦える。全国大会では優勝を目指します。」と前を見据えます。「両親、先生、コーチ、チームメイト、試合会場をつくりあげてくれる人、皆に感謝したいです。」

―インターハイ優勝を目指して
寺山 珠樹さん 乙訓高校2年生

女子エペ(個人)優勝
数々の国際大会に出場している寺山さん。今回の大会では本戦出場が危ぶまれました。決勝で5ポイント先取のところ、4対4まで追い詰められピンチに。しかし、「ここまでできてしまったか」と焦る気持ちを抑え、優勝を勝ち取りました。

「去年はインターハイで3位だったので、今年は優勝したいです。」と闘志に燃えています。日本ではまだ競技人口の少ないエペですが、寺山さんは「エペを広めたい」という気持ちで競技してきましたが、最近競技人口が増えたと感じています。」と笑顔を見せました。

―心強い仲間の支えになりたい
津田 愛美さん 乙訓高校1年生

女子フルーレ(個人)2位
女子フルーレ(団体)優勝
今回の大会2週間前にあつた京都府民総体では不調の中ベスト8に終わり、悔しい思いをしました。しかし、大会までに調子を立て直し、試合に望むことができました。

個人戦の決勝戦は乙訓高校4人で総当たり戦。誰が勝ってもおかしくないという状況の中、2位に食い込み、全国大会への切符を手に入れました。津田さんは「勝って嬉しいけれど、これからがんばらな」といいたいと感じます。」と、初めての大舞台への素直な気持ちを口にします。

全国大会への意気込みを聞くと、「個人ベスト8、団体は心強い仲間を支え、優勝を目指したいです。」とはにかみしました。

夏休み子ども教室のお知らせ

①夏休み子ども陶芸教室

町内在住の陶芸家の方の本格指導のもと、記念に残る陶芸作品を粘土から自分の手でつくりましょう！

と き＝1日目＝7月26日(金)9:30～15:00
開講式、作品製作・成形
2日目＝8月2日(金)9:30～12:00
絵付け・釉掛け
3日目＝8月9日(金)9:30～11:00
窯出し・仕上げ、閉講式
ところ＝中央公民館 実習室・陶芸室
講 師＝山崎正裕さん(大山崎町在住陶芸家)
協力者＝大山崎町老人福祉センター「長寿苑」陶芸サークル会員

対 象＝町内在住の小学3年生～中学3年生
定 員＝25名(先着順)
参加費＝1,000円(材料費等)
持ち物＝筆記用具・エプロン・新聞紙・タオル・ぞうきん・作品持ち帰り用の袋(ビニール袋等)・水筒・弁当(1日目)

③夏休み身近な科学遊び教室

「身近な食品などを使った科学遊び」をテーマに野菜を使った実験をします。

と き＝8月3日(金)10:00～12:00
ところ＝中央公民館 大研修室(別館3階)
講 師＝田原誠一郎さん
協力者＝長岡京市環境の都づくり会議
対 象＝町内在住の小学1年生～6年生の方
※小学1・2年生は保護者同伴
内 容＝野菜電池、色の実験
定 員＝25名(先着順)
参加費＝200円(材料費等)
持ち物＝▼筆記用具▼作品持ち帰り用の袋

②夏休みジャグリング体験教室

プロのジャグラーから丁寧に教えてもらえる大人気のジャグリング教室を2回シリーズで開催します。

と き＝7月25日(金)・7月31日(木)
9:30～11:30
ところ＝中央公民館 大研修室(別館3階)
講 師＝末吉正和さん、佐々原鉄宅さん(プロジャグラー「シンクロニシティ」)
対 象＝町内在住の小学1年生～6年生の方
※小学1・2年生は保護者同伴
定 員＝20名(先着順)
参加費＝500円(道具使用料等)※2回分

④夏休みトールペインティング教室

と き＝8月17日(金)9:30～12:00
ところ＝中央公民館 実習室(本館1階)
講 師＝坂本依真里さん(トールペインティング指導者)
協力者＝中央公民館トールペインティングサークル会員
対 象＝町内在住の小学3年生～6年生の方
内 容＝写真立て作り
定 員＝30名(先着順)
参加者＝500円(材料費等)
持ち物＝筆記用具・定規・エプロン・ぞうきん・作品持ち帰り用の袋

申込方法＝直接または電話で下記申込先へ
※申し込みは参加する本人またはその保護者ができます。他のお子様の申し込みはできません。
申込期間＝いずれも7月3日(金)～13日(金)
問・申込先＝中央公民館 ☎957-1421

雨水を有効利用しませんか？

雨水タンク 設置費用を助成します

京都府と連携する平成30年度雨水貯留施設設置助成金交付制度の募集です。防災や雨水の利活用へ関心を高めるため、雨水タンクの設置費用の一部を助成します。雨水タンクは節水効果だけでなく、断水時の水洗トイレなどの生活用水としての利用も可能です。
対象Ⅱ容量100ℓ～500ℓの雨水貯留タンクを新たに購入し設置される戸建て住宅の方

※申請後に購入してください
助成額Ⅱタンク購入費の3/4(上限4万5千円)
申請期限Ⅱ平成31年2月28日(金)(定員あり)
問・申請先Ⅱ上下水道課下水道係(内292)

